

議第 1 号議案

埼玉県家庭保育室等運営事業費補助金交付事業の継続を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

平成 3 1 年 3 月 1 3 日提出

提出者	新座市議会議員	川上	政則
賛成者	〃	亀田	博子
	〃	石島	陽子

提 案 理 由

平成 3 2 年度以降も、現行の埼玉県家庭保育室等運営事業費補助金の交付事業を継続することを求めるため、この案を提出する。

埼玉県家庭保育室等運営事業費補助金交付事業の継続を求める意見書

平成27年度から子ども・子育て支援新制度が実施され、小規模保育事業が新設されたことに伴い、新座市では、現行の家庭保育室については、新制度施行後5年が経過する平成31年度末までは、運営費や利用者に対する補助事業を継続する見込みですが、平成32年度以降の事業継続の方針については、現段階で未定となっている状況です。

また、この事業については、埼玉県家庭保育室等運営事業費補助金が交付されていますが、埼玉県の補助事業の継続についても未定となっております。

乳児専門として運営している本市内の家庭保育室は、地域や保護者のニーズに応え、長年運営を続けてきました。家庭保育室が行っている産休明けから2歳児までの保育は、本市における認可保育施設の定員の不足しがちな部分をカバーする役割を担っており、少人数の家庭的保育は、個々のお子さんの事情に合わせた柔軟な対応が可能であり、特に、初めてのお子さんの保護者には頼りになる安心な施設です。また、4月から認可保育園等に入園するには、前年の11月までに利用申請をする必要がありますが、1月や2月に出産し、4月から職場復帰して働くことを希望する保護者は、制度上利用申請をすることができない現状であり、こうした一律には収まらない保育のニーズにきめ細かく対応しています。

このような地域に根ざした保育を家庭保育室が継続していくには、家庭保育室に対する補助金が必要不可欠です。小規模保育事業への移行は、職員体制的にも運営的にも全ての家庭保育室で可能とはいえない状況であり、現在の家庭保育室としての事業が継続できない場合、閉園を余儀なくされることも予想されます。

よって、依然として解消することができていない本市の待機児童の状況も踏まえ、埼玉県におかれましては、平成32年度以降も、現行の埼玉県家庭保育室等運営事業費補助金の交付事業を継続するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年 月 日

埼玉県新座市議会

埼玉県知事 様